

同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、鹿児島県立鹿児島中央高等学校同窓会と称する(略称を「鹿児島中央高校同窓会」とする)。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、鹿児島県立鹿児島中央高等学校(以下「鹿児島中央高校」という)の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員間の連絡網の作成、整備および保持
- (2) 同窓会誌「珊瑚樹」の発行
- (3) 講演会、講習会および懇親会の開催
- (4) 鹿児島中央高校の周年事業等の後援
- (5) 本会ホームページの運営および新聞広告事業
- (6) 上記各号に付帯する事業

(会員)

第4条 本会の会員は、鹿児島中央高校を卒業した者とする。

2. 鹿児島中央高校に在籍した者は、本人が希望し会長が認めたときは本会の会員となることができる。

(本部および支部)

第5条 本会の本部を鹿児島中央高校内に置く。

2. 会員が多数在住している地方には支部を置くことができる。
3. 各支部は会員によって構成される。
4. 各支部には、その会員により互選された支部長・副支部長を各一名置き、その他必要に応じて役員を置く。職務は本会の会長・副会長および役員のそれに準じたものとする。

のとする。

5. 支部の設置および廃止は理事会の議決による。

(役員等)

第6条 本会には以下の役員を置く

- ・会長（1名）
 - ・副会長（4名以内）
 - ・名誉会長（1名）
 - ・監事（2名）
 - ・理事（各卒業年度ごとに2名）
2. 会長および副会長は理事の中から、理事会の議決によって選任する。
 3. 名誉会長は鹿児島中央高校の校長をもって充てる。
 4. 監事は総会の議決によって会員の中から選任する。
 5. 理事は各卒業年度ごとに推挙された者を理事会で選任し総会で承認する。
 6. 会長は、本会の庶務および会計を行う者として事務局員を本校職員または会員の中から選任することができる。

(役員任期)

第7条 役員（名誉会長および理事を除く）の任期は、就任から2年が経過したのち最初に開催される理事会終結の時までとする。ただし、任期が満了した後も後任が就任するまでの間、引き続き職務を行う。また、任期が満了する前に退任した役員の後任として選出された役員は前任者の任期の残存期間と同一とする。

2. 役員は再任されることができる。ただし、役員任期は原則3期限りとする。

第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 名誉会長は本会の諮問に応ずる。
3. 副会長は会長を補佐し、会長が欠けたときまたは事故があるときは、別に定めた順序により、その職務を代行する。

4. 理事は会務を執行する。
5. 監事は事業・財産および会計を監査し、その結果を毎年1回総会に報告する。

(総会)

第9条 本会には、会員で組織する総会を置く。

2. 総会は定期総会と臨時総会とする。定期総会は定期理事会終了後の一定の時期に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
3. 総会は、会長が招集する。
4. 総会の議長は会長が務める。
5. 総会において議決を要する場合、各会員は1個の議決権を有する。
6. 総会において議決を要する場合、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数の場合には議長の決するところによる。
7. 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1)会則の改正

(2)監事の選任

(3)第6条第5項により理事会で選任された理事の承認

8. 次に掲げる事項は、総会において報告しなければならない。

(1)事業・財産および会計についての監査内容

(2)役員等の人事内容

(理事会)

第10条 本会には、理事で組織する理事会を置く。

2. 理事会は定期理事会と臨時理事会とする。定期理事会は毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時理事会は必要に応じて開催する。
3. 理事会は、会長が招集する。
4. 理事会の議長は会長が務める。
5. 理事会において議決を要する場合、各理事は1個の議決権を有する。

6. 理事会において議決を要する場合、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数の場合には議長の決するところによる。
7. 理事の議決権は代理人によって行使することはできない。
8. 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。
 - (1)事業・財産および会計の承認
 - (2)会長および副会長の選任
 - (3)第6条第5項による理事の選任
 - (4)支部等に対する金銭等の交付
 - (5)その他、本会の目的を達成するために必要な事項の決定
9. 監事は、理事会に出席し発言をすることができる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、鹿児島中央高校生が卒業時に納入する同窓会入会金、同窓会の寄付金および本会が第3条に規定する事業の範囲内において行う各種事業の収益をもってこれにあてる。

(会則改正)

第13条 この会則を改正するには総会における出席者の3分の2以上の多数の賛成を要する。

(付記)

第12条による同窓会入会金は3,000円とする。

(施行)

本会則は令和4年8月13日より施行する。

(付則)

昭和41年4月1日制定

令和4年8月13日大幅改正